

## [書評] 安田信之著『開発法学 アジア・ポスト開発国家の法システム 』

著者	小林 昌之, 今泉 慎也, 山田 美和, 佐藤 創, 初鹿野 直美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	48
号	2
ページ	66-72
発行年	2007-02
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/721">http://hdl.handle.net/2344/721</a>

安田信之著

『開発法学 アジア・ポスト開発  
国家の法システム』

名古屋大学出版会 2005年 v + 376ページ

こばやし まさゆき いまいずみ しんや やまだ みわ  
小林 昌之, 今泉 慎也, 山田 美和,  
さとう はじめ はつかの なおみ  
佐藤 創, 初鹿野 直美

著者は、日本におけるアジア法研究の第一人者である。本書は、『アジアの法と社会』（1987）でアジア法の認識枠組みを提示して以来、第三世界の開発と法をめぐる政策的問題を検討する学として「開発法学」を構想し、『第三世界開発法学入門』（1992）、『ASEAN法』（1996）および『東南アジア法』（2000）等でその理論の深化と応用に取り組んできた著者の約40年にわたる研究の集大成である。

「開発法学」はその英文タイトルにLaw and Developmentとあるように欧米で「法と開発」と呼ばれる研究領域を意識して命名された。「法と開発」研究は1960年代初めから70年代前半に行われたアメリカの法学者による第三世界での単線的近代化論にもとづく法学教育改革を自称するものであった。これは、その後アメリカのベトナム戦争の敗北を機に批判に晒され消滅するが、第三世界における法と開発への研究関心は引き継がれていく。そして1980年代における世銀・IMFによる構造調整改革、80年代終わりからの旧ソ連の瓦解と東欧諸国の民主化・市場経済化によって、援助機関による開発途上国への法制度改革支援が推進されるにあたり、開発における法の役割が目ざされ、「法と開発」と題する研究を行う欧米の法学機関が近年増えている。日本においても1990年代半ばからODAによるアジア諸国への法整備支援が開始され、その方法論や実証の研究が

必要とされている。「法と開発」と呼ばれる学問領域は多様で、比較法学的アプローチによる開発途上国の法制度研究、社会学や経済学との学際的研究、個別の法分野における法政策研究など多岐にわたり、厳密にその領域を確定することは困難であるが、通底するものは、法学者が開発という分野において何が出来るかを問う学問であるということであろう。著者は、開発途上国の開発という政策的課題を対象とする「学」である開発経済学や開発行政学などの「開発学」に並んで「開発法学」を掲げ、これを開発途上地域の法と政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明する理論研究、そこで得られた知見を動員して政策提言および批判的検討を行う政策研究の両面をもった学問分野であると定義する。日本におけるその先駆的試みは高く評価されるものであり、開発途上国の法と開発を研究する者にとっては欠くことのできないテキストとなる。

本書は序章に続く4部13章からなる。

序章「開発法学の方法」は、西欧近代法中心主義的な立場に立つ1960年代の「法と開発運動」の経緯と限界を検討し、この研究・運動を踏まえ、かつその限界を超える「開発法学」の方法を検討する。まず、非西欧社会の法を静態的に分類する共同法理、市場法理、指令法理の3法理類型と、これらを動態的に理解する社会の凝集力と市場の力という概念を提示する。さらに、これらが機能する場として共同社会、経済社会、政治社会の3つの社会相と、社会開発、経済開発、政治開発の3つの開発理念を整理し、法制度の構造的認識のための枠組みとして三層モデルを提示する。「法システムの有効性は文化としての法に基礎付けられる」という立場から、規範としての法、制度としての法、文化としての法の3つの層の相互作用により、法制度を捉えなおすモデルである。このモデルを活用することで、法制度改革の有効性や法制度の移植可能性などの考察が可能となると主張する。また、グローバリゼーションの影響をも組み込み、地域社会、国民国家社会、超国家国際社会の三元構造のなかで3法理の機能を位置

づける。

第 部「法と政治発展」は 4 章から構成される。

第 1 章「ポスト開発国家の法と政治システム」は、アジア各国の憲法状況の分析の前提として、国家と権力のあり方のアジア的特性の検討を行う。市場的公共性を基礎とする西欧諸国と異なり、アジアや非西欧諸国は共同体を基礎に発展し、そこでは西欧で誕生した福祉国家に対応する開発国家が成立したものの、グローバリゼーションのもとで、市場型民主主義を支える個人主義が浸透したと考察する。しかし、貧富の差の拡大や環境問題など市場型民主主義では解決が困難な問題が認識されるなか、共同主義的民主主義が構想されつつあり、ポスト福祉、ポスト開発国家においては、アジアの共同主義がそれに貢献する余地があると主張する。

第 2 章「ポスト開発国家の統治構造」は、ポスト開発国家の統治改革理念として重要な良い統治の理念を検討し、各国憲法における統治システムのあり方を考察する。農村の共同体は伝統に根ざした公正さを保持しており、それが海外 NGO との接触を重ねることにより、草の根民主主義という新しい統治メカニズムを生み出す可能性があり、共同体に内在する不透明性や排他性を排除しながら、いかにこれを統治のなかに取り込むかが「良い統治論」の課題であると論じる。政治的市場化（民主化）を背景に各国憲法において、司法審査、オンブズマン、汚職防止や地方分権化などの新しい枠組みを取り入れる動きが見られることは、単に先進諸国のシステムをポスト開発国家へ移植する過程として理解するだけでは不十分であり、これら諸制度の基礎に共同的公共性という新たな正義概念が登場しているとする。

第 3 章「ポスト開発国家の人権・開発・文化」では、自由権、社会権、連帯権という 3 つの人権概念が、各国の憲法においてどのように条文として規定されているかを概観し、開発と人権、文化の固有性と人権の普遍性をめぐる問題を検討する。アジアの「共同体の正義」は、国家による人権抑圧を正当化する「アジア的価値」の言説を支える一方で、国家と対峙して共同体構成員の利益や価値を守ってきたと考察する。個人主義的人権概念が大きな転機に直面するなか、この共同体的正義が普遍的な人権の形成

に貢献する可能性がある」と論じる。とりわけ、連帯権は、個人ではなく集団や共同社会を権利主体とし、法的権利というよりも道徳的権利として構成されると考察し、社会正義と人権を結合するフィリピン憲法、インドの社会活動訴訟などの現代型訴訟、人権委員会における寛容や説得のプロセスは、この権利の生成と実現のあり方を示すものであるとする。

第 4 章「グローバリゼーション下での政治と法」は、国連システムやそれと協力し時には対抗する NGO などの国際社会によって、国家主権が共有される主権の重層化現象が生じつつあることを論じている。地球市民・地球村という人々の一体感を基礎とする地球統治を構想することは可能であるものの、共同社会を基礎とする国家の包括的な共同性に容易に代替し得るとは考えられず、それにいたる過程として、欧州連合（EU）のような国家を超える共同性を基礎とする広域地域共同体の形成に目を向けるべきであるとする。東アジア共同体はまだ漠とした存在であるものの、東アジア地域のポスト開発国家のあり方を考える場合のひとつの選択肢として十分に意味をもつ、という。

第 部「法と経済発展」は 3 章から構成される。

第 5 章「市場システムと法 アジア競争法の生成」は、市場秩序を内在的に基礎付ける法を制度法、市場を外部から創設・規制する法を政策法とそれぞれ定義し、政策法の制度法化が生じていることを論じる。次に、競争法に焦点を当て、国際機関による開発途上国への競争法導入の取り組みや、アジア各国における競争法の発展を紹介する。そのなかで、統制型競争法に代わって市場型競争法が主流になっていると分析する。

第 6 章「企業システムと法 アジア型企業統治と法」は、企業は市場原理とは異なる共同法理に起源をもつと捉え、生産の組織化および金融メカニズムの 2 つの側面をもつと考察する。その視角からアジアの企業組織法を整理し、またその特質を歴史的に論じ、アジア危機の後に、透明性と説明責任の重視という流れから、金融メカニズムとしての側面を重視するアメリカモデルへ近づいていると指摘する。

第 7 章「グローバリゼーション下での経済と法」

は、グローバリゼーションにより国内経済システムが変容しつつあるなかで、一方で地域経済統合の動き、他方で地球レベルでの企業の社会的責任を問う動きが生じていると分析する。前者の例として、東アジアの経済連携構想、後者の例として国連グローバル・コンパクトを紹介する。2つの問題は、グローバル化する市場と企業に対するグローバルな共同社会の側からの統治のあり方を示している点で共通していると結論づける。

第部は、「法と社会発展」の問題を検討する3章から構成される。グローバリゼーションにおける市場重視により開発を特徴づけていた政策志向性は「政府の失敗」として批判される一方、他方では貧困や環境問題などは「市場の失敗」として認識され始め、開発学の関心は経済開発から社会開発へとシフトしたと指摘する。

第8章「アジア型社会保障システムとその変容 貧困と法」では、貧困と法について生活の場と生産の場に分けて検討する。アジアの社会保障は、工業化以前の段階では農村共同社会が担っていたが、工業化の成功は市場化によりその共同社会を崩壊させた結果となり、社会保障制度の拡充が要請されたと指摘する。一方、アジアの労働法は、開発のために労働者の権利を制限しており、この点が国際機関で「社会条項」の問題として取り上げられていると指摘する。従来こうした問題は各国政府の判断に委ねられてきたので、国際的な規範確立の動きは共同社会レベルでグローバリゼーションが進行しつつある証左であると主張する。

第9章「コミュニティ・ジャスティスの課題」は、コミュニティ・ジャスティスには、西欧型近代法を基礎とする公式法体制に対するアンチ・テーゼが含まれているとし、コミュニティ ADR(代替的紛争解決)の例として、スリランカの調停委員会、フィリピンのバラングイ正義、インドの民衆裁判所を紹介する。こうしたADRには、国家司法制度の代替という位置づけを超え、西欧から移入され、近代法に依拠した国家司法の正統性を問う、真の民衆の司法(正義)を構築する可能性があるとする。

第10章「グローバリゼーション下での社会と法」は、貧困や環境問題をめぐって地域共同社会が国際

的な社会組織と連帯し、国連や世銀もそれらを政策課題化する動きは、グローバルな社会システムの構築に向かいつつある証左であると論じる。そしてこの構想が「地域社会」をも包含することは、21世紀の「地球共同社会」が「地域社会」、「国家社会」および「地球社会」の三層の共同社会によって構成されることを示しているとする。さらに共同社会に内在する価値(共同法理)が普遍的なものとして認知されつつあることは、従来の権利義務の対称性を基礎とした近代的法概念とは異なった新しい法のあり方を啓示するものだと主張する。

第部「国際開発協力と法」は、2章から構成され、開発途上国に対する国際協力体制、なかでも著者が掲げる「開発法学」の課題とする政策研究の具現たる法制協力について論じる。

第11章「日本の国際開発協力体制と法」は、まず国際開発協力の概念を概説し、安田理論の三法理に則して、政府間、企業間および社会組織(NGO)間協力は、指令法理、市場法理および共同法理がそれぞれ密接に関係する政治、経済および社会の開発を担うと述べる。次に、日本のODAの変遷を概説し、日本は1980年代末世界最大のODA供与国となったが、その方式、目的や理念は批判に晒され、90年代以降はODAの主体の多元化、対象の複合化と長期化、ODAへの人々の参加と多様化という問題に直面していると論じる。そして1992年ODA大綱および2003年新ODA大綱を紹介し、後者は規範文書としての性格を強めたと評価する。

第12章「法制協力と法の移植」は、国際開発協力のなかでも、1990年代以降のソフトな協力を代表する知的協力としての法制協力を詳述する。冷戦終了後の援助概念の変化とともに法制度が開発協力の対象となり、その例を世銀、USAIDおよび日本にみる。日本の「法整備支援」は、単なる知識の移転ではなく受入国側による法の創造を実践していると評価する。次に法の移植と法の創造について、制度全体が市場と親近性をもつ西欧とそうでない非西欧の違いを述べ、非西欧における西欧近代法の移植の問題点を指摘する。さらに、法制協力と法の移植について、経済、政治および社会の3分野において安田の三法理に照らして考察する。

終章「アジア・ポスト開発国家の法システム 21世紀社会の展望」は、本書のおさらいとして、西欧法と非西欧法の比較法学からのアプローチを検討し、開発国家からグローバリゼーションの進行に伴うポスト開発国家への変容を述べ、そこで中心となるべきは共同法理であることを主張している。

本書では、日本において「開発法学」という分野を切り開いた著者の理論を一望することができる。開発研究では、さまざまな分野で学際的な取組みが進んでいるものの、法学からの発信は相対的に小さなものにとどまってきた。それゆえに、本書が独自の法論を確立し、ひとつの「開発法学」のあり方を示したことは高く評価される。しかし、先駆的な試みであるがゆえに、十分に吟味されていない概念や論点も少なくない。まず、本書を通しての重要なキーワードになっている「共同社会」と「開発」という概念を検討し、あわせて法論について触れる。

共同社会について：著者は本書の最後を「21世紀は国家を超える『共同社会』の時代なのである」(343ページ)と締めくくっている。しかし、第1に、本書は、前著における一国中心モデルから分析の枠組みを国際社会へと広げた結果、「共同社会」が何を示しているのか捉え難くなっている。共同社会は、共同法理を基軸としながら、家族から地域共同体、国という地縁的回路を通じて地球人類社会にまで拡大され、さらに血縁や宗教などの人的結合により構成される共同社会によって多様かつ重層的に存在しているとされている(17ページ)。このため文脈によってこの伸縮自在な「共同社会」概念が具体的に何を意味するのか、また、これらさまざまな「共同社会」をすべて同質のものとして扱うことができるのか、という疑問が常につきまとう。

第2に、著者は、共同社会の価値観または共同法理を肯定的に捉えすぎる傾向がある。たとえば、著者は、コミュニティ・ジャスティスが対象とする紛争は、コミュニティ・レベルでの人々の日常生活紛争であり、要求されるのは住民間の常識的ないし衡平な判断であるとする。そしてこの過程を規律

するのはコミュニティ住民で共有されている規範(「共同社会の正義」)であり、しばしば国家法規範と対立しているとする(263ページ)。しかし、共同体の規範にも、家族制度をはじめとしてジェンダーの問題など負の側面があり、国家法はそうした保守的な価値観から人々を解放する積極的な役割を担う場合もある。こうした負の側面について十分に検討されていないように思われる。また、著者は、権力を「政治的権威または支配」と捉え、共同社会やさまざまな国家以外の統治体のなかにある権力の問題について言及しているものの、権力の考察は国家に限られ、共同社会における権力の問題については考察の対象となっていない。つまり共同社会の内実はこの観点からも不明瞭であるように思われる。

第3に、著者は、伝統的な共同社会はグローバリゼーション下での市場化によって解体の危機に瀕しているからこそ国際的なNGOと連携しながら新しい社会を模索しているとするが(46ページ)、一般化できるほどの連携があるのか疑問である。伝統的共同社会は排他的で集団性が強く、著者も共同体主義が環境問題を悪化させることもあることを指摘している[安田1996, 13]。一方、NGOは極めて目的的であり、著者も環境・人権問題をめぐるNGOをその代表例として挙げている。対立する可能性のある両者がどのように連携していくのか、もう少し具体的な議論が必要ではないだろうか。

第4に、著者は、国連のミレニアム開発目標などを根拠に、基礎的な「共同社会」に内在する価値(共同法理)が普遍的なものとして認知されつつあると主張するが(289ページ)、この理解には飛躍があると思われる。基礎的な「共同社会」の典型は伝統的共同社会であるとするならば、そこには著者が指摘するように人権概念や価値観に対するアジアと西欧との間の相違が存在するはずである(124ページ)。国連文書等の登場によってこの相違が解消されるのであろうか。

第5に、著者は、国家自体が後退・解体しつつあるポスト開発国家時代において、国家を代位するのが地球レベルの共同社会であると論じている。しかし、昨今の資源ナショナリズムの再台頭にみるように国家の役割は依然大きいのが現状である。著者の

予見する個人と国家の対立を超える地球規模の新たな共同社会は、どのような姿を見せるのか、具体性、現実性に乏しいという印象は否めない。

開発・発展について：著者は開発（発展）を「ある状況から解放されて新たな別の状況に移行するという質的な転換であり（中略）ある時点をとって、そこから未来に向かって展開される動的なプロセスを意味」（336ページ）すると定義し、その上で、政治開発とは人々の権力の極大化、経済開発とは人々の物質的富の極大化、社会開発は人々の一体化の極大化と定義する。しかし、第1に、開発を質的な転換と定義する一方で、権力、物質的富、一体化の極大化という同質的・量的な拡大を意味すると思われる定義を与えることの整合性はどのように考えればよいか。

第2に、仮に極大化という定義を受け入れるとして、効用ならば所与の価格と所得のもとで極大化するのであり、つまり「極大化」するには何らかの所与の制約が必要である。所与の制約がないのならば無限に拡大でき、極大化はその定義上可能ではない。何をもって極大化の条件と考えればよいか。

第3に、上記2点と密接に関連して、本書のいう開発概念は、個人について使われる概念か、それとも社会全体について使われる概念か。さらに、社会は個人を足しあげたものに等しいと考えるのか、あるいは社会は個人を足しあげたものとは別なものであると考えるのか。開発概念の定義は与えられているものの、「開発法学」が前提とすべき開発概念をさらに丁寧に吟味する必要があるだろう。

方法論について：一般に現象を認識するには何らかの概念が必要であり、それらの概念に依拠して現象を捉えることになる。そこで、3法理をはじめとしてポスト開発国家など、著者は実にさまざまな概念を提唱し、それらの概念の関係として現象を捉えている。考察の対象に応じて新しい概念を考案することは必要でありかつ重要なことである。問題は、これらの概念が、対象となっている現象に対して本当に有効か、その射程を超えて用いられていないか、ということである。この点、たとえば上述した共同社会という概念をはじめ、議論の余地は少なくない。また、そもそも本書の用いる道具立てに依拠せずに

異なる「開発法学」の枠組みを模索することも、もちろん可能である。つまり、方法論という観点からは、「開発法学」というテーマへ挑戦したひとつのユニークな試みとして本書は位置づけられる。

次に、各部ごとの論点を検討しよう。

第部については、第1に、著者の開発国家論の特徴として、前述した動態的な分析概念による説明に加え、西欧社会の個人主義（市場型公共性）と非西欧社会の共同主義（共同的公共性）との対比にもとづく文化論的な説明を与えている点である。しかし、著者の西欧対非西欧という二項対立的な理解は、あまりに対象を単純化しており、この理解にもとづいて説明できる対象は極めて限定されるのではないだろうか。

第2に、従来の著者の研究と比べて本書では、グローバル化のもとで国際機関、NGO、企業などの非国家アクターの台頭によって国家主権の揺らぎないしは後退が生じているという視点が強調されている。著者の主張の特徴は、国際NGOと伝統的共同体との協働を通じた世界的な共同体の可能性を展望する点である。その具体的な内容は明らかではなく、著者の描く世界統治は予定調和的なものに終わってはいないだろうか。グローバル・ガバナンス論を唱える論者の間でも、国際組織や国際NGOにおける政策形成や意思決定における民主的基盤の欠如を問題にする議論などが展開しており、少なくともこうした議論へ言及がなされるべきであろう。

第3に、著者は独自の人権の類型論を提示している（105ページ、表3-1）。しかし、その有効性には疑問の余地がある。たとえば、著者は連帯権の性質を道徳的権利とするが、これは著者によって連帯権としてひとまとめに把握されている個々の権利が現実を果たしている規範的な役割を曖昧なものにしてしまっているのではないだろうか。著者は、連帯権は「もはや近代的な意味での『法的な』権利ではなく、権利と義務を包摂した『正しさ』であり、それゆえ、連帯権の構想は法における『道徳性』の復活である」（132ページ）とするが、本書の記述だけでその具体

的な意味を読み取ることは難しい。さらに、著者は人権委員会における調停・和解の機能を連帯権の実現のあり方として重視するが、現実にもそこで扱われているのは自由権の侵害である場合も少なくなく、単に司法手続の厳格性やコストが高いことによりこうしたフォーラムが必要とされているという側面もあるだろう。実証的に検討する余地が多く残っている。

第 部については、アジアの競争法と企業組織法について手際よいまとめがなされていることは評価できる。しかし、著者の標榜する「開発法学」が第部のタイトルである「法と経済発展」について何を明らかにしようとしているのか、なぜ競争法や企業組織法に対象を絞るのか、明確には伝わってこないという印象も否めない。たとえば、所有権や契約制度、あるいはそれらの実現の仕組みやその安定性の違いが経済発展や経済成長の違いをもたらす重要な要因である、と考える経済学におけるノースらの問題提起について、著者はどのように考えているのだろうか。この点、著者の議論は、グローバリゼーションゆえに、そして「市場が最も合理的な経済制度である」(216ページ)がゆえに、政府介入を基礎付ける政策法が市場を支える制度法化し、競争法が統制型から市場型へ転換し、企業組織法において生産の組織化としての企業組織よりも金融メカニズムとしての企業組織が志向される傾向は、「当然の帰結」(216ページ)である、という論理構成になっているように思われる。つまり、両者の議論は交わるところがない。開発経済学では法制度の違いに経済パフォーマンスの違いの原因が求められ、著者の「開発法学」ではグローバリゼーションや市場の合理性に法制度の変容の原因が求められているからである。法制度の違いが経済発展の違いを本当に説明するのか、法の変容は市場が合理的であるがゆえという議論は本当なのか、といった疑問は本書では何ら検討されないままに残されている。

第 部については、第 1 に、「法と社会発展」を分析するにあたり取り上げた対象は必ずしも十分なものではないと思われる。一般的な社会開発の論点としては、貧困や労働のほか、第10章で紹介されている「ミレニアム開発目標」の項目を構成する、

教育、ジェンダー、児童、衛生、環境などが重要な切り口として存在するが、残念ながら本書では十分論じられていない。また、第9章のコミュニティ・ジャスティスに関する議論は西欧型近代法を基礎とする公式法と固有法の対立について論じているだけなので、社会発展との関係が不明確である。さらに、貧困と法の問題を論じるのに際して著者はアジアの社会保障法と労働法について概観しているが、現実にもそれらの法による給付や保護の恩恵を受けるのは都市部に限られることが多い。この2つの法分野は貧困との関係で重要であることは確かだとしても、貧困問題は農村部でより顕著であり、そこでの共同社会と法、国家法の浸透など未解明な部分に焦点が当てられることが期待される。

第 2 に、本書が示唆する新たな「社会法」の形成とは何か議論が尽くされていないように思われる。著者は、企業行動規範が国家の枠を超えた普遍的な原理として構成され、ソフトローとして国家によるサンクションを予定していないという事実は地球共同社会における法のあり方を示しており、国家を超えるグローバルなレベルで伝統的な「法」とは異質な「社会法」を形成しつつあるとしている(255ページ)。一般に社会法は、市民法原理に修正を加える、社会権を基礎とする法分野と理解されるが、何がどのように変容しているのかさらに説明が望まれる。

「国際開発協力と法」と題する第 部は、開発途上国の「法をめぐるさまざまな政策的諸問題を究明する学」として著者が掲げる「開発法学」のまさに実践である法制協力と法の移植について論じている。これは、これまでの著者の著作[安田1987;1996;2000]では取り上げられなかったもので、安田(1992)以来著者が育んできた「開発法学」の真骨頂を発揮するものといえよう。そして、国際開発協力をどう捉えるかは、「開発法学」が試される第一義的な課題である。この点、著者は、開発途上国の法制度を分析するために提唱してきた原理をそのまま国際開発協力の三主体に当てはめ、政府間協力は、国家のヘゲモニーの確保を本質として行われるゆえ「指令法理」に、企業間協力は、当事者の自由な意志決定にもとづく民間企業の利益最大化のための活動であるゆえ「市場法理」に、社会組織間協力は、

連帯という他者との一体化を軸とするゆえ「共同法理」に直接関係すると分類する。しかしこれでは、まさに著者が述べている開発協力概念の多元化と主体の複合化という現実を正確に捉えることはできないのではないだろうか。「開発法学」という学問的枠組みのなかで開発協力はどう位置づけられるのか、援助と協力はどう区別されるのかという根本的な疑問が残る。

第12章の法制協力と法の移植についての記述は、本書のハイライトであり、第三世界の法を分析するために構築してきた著者の「開発法学」が、奇しくも冷戦終了以降の民主化・市場化を促す法制協力が盛んとなる現実に向き合い、「開発法学」の役割および真価が問われるもっとも重要な箇所である。本章では、法制協力の具体例として、世銀、USAIDおよび日本の例が挙げられているが、その分析は紙幅の制限もあってか残念ながら表層的である。世銀については、経済成長と貧困削減という対立する2つの目標を、市場的合理性を体現する法によって達成できると楽観していると評しているが、はたして、両者の目標は対立するのか議論は尽くされていない。また著者は、世銀の法制協力が社会開発領域に活動を広げているのに対して、USAIDの法制協力は政治的色彩を帯びている点に特徴があると評している。確かに世銀は、その設立協定により政治活動には関与できないことになっているが、周知の米国からの影響力や、その活動分野の対テロ対策への拡大などを考えると政治性は顕著であるという議論も当然ある。また日本の「法整備支援」についても受入国側による法の創造を実践していると評価しているに留まっており、問題点の指摘、さらには受入国側からの分析の視点へと今一步踏み込む必要があるのではないだろうか[山田 2002]。さらに続く節で、西欧諸国では、公式の法制度は非公式の制度と連続し、制度全体が市場と親近性を有しており、近代化に成功したのに対し、非西欧諸国では、市場システム確立

のために市場を基礎とする近代法の導入を図ることになり、そこには矛盾があると指摘する。それゆえに、システムの制度法と政策法という概念を設定し、制度法（民法、商法）が機能するためには、その創設をめざす政策法の展開が必要であると論じている。では基本法の立法を支援する日本の法整備支援や、知的財産権法、証券法などの特別法を支援する世銀をそれぞれどう評価すればよいのだろうか。最後に、法制協力は法の三層構造のなかでどのようなベクトルを有しているのかが示されれば、「開発法学」における法制協力の位置づけをより明らかにできたのではないかと思われる。

著者は先駆者として「開発法学」という学問領域を開拓した。それゆえに、開発途上国の法と開発の研究に携わる者すべてが追究していくべきさまざまな論点が、本書には広く含まれており、その意味においても広く参照されるべき業績である。

### 文献リスト

- 安田信之 1987. 『アジアの法と社会』三省堂.  
 編 1992. 『第三世界開発法学入門』アジア経済研究所.  
 1996. 『ASEAN法』日本評論社.  
 2000. 『東南アジア法』日本評論社.  
 山田美和 2002. 「『法整備支援』の論理についての一考察 世界銀行と日本政府開発援助」作本直行編 『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所.

[付記] 本書評は、アジア経済研究所・平成18年度「『法と開発』基礎研究」研究会委員の共同執筆による。

(小林、今泉、山田、佐藤・アジア経済研究所開発研究センター / 初鹿野・アジア経済研究所新領域研究センター)